

インバウンド向けコンテンツ魅力・販売力強化業務委託仕様書（案）

1 概要

インバウンド誘客に向けて、体験型観光メニューの魅力向上や販売力強化の支援等を実施する。

2 業務の内容

(1) 体験型観光メニューの魅力向上等支援

鹿児島市の体験事業者（以下「事業者」とする。）のインバウンド向けメニュー（商品）や受入に係る課題を整理し、誘客力のある魅力的なメニューとなるようブラッシュアップを行うとともに、事業者の受入スキルの底上げを図る。

対象：20事業者程度（かごしま市観光ナビ掲載の体験事業者を中心に想定）

かごしま市観光ナビ：<https://www.kagoshima-yokanavi.jp/en/activity>

① 体験型観光メニューの魅力向上等

- ・主に魅力向上に関する2時間程度のセミナーを実施する。

（専門家を講師とし、事業者のモチベーションや創造力を高める機会とする。）

- ・事業者ごとに体験型観光メニューのブラッシュアップや、高付加価値なメニュー開発、効率的なオペレーション等の助言を行う。

- ・メニューの説明文等を作成する。

② 基本的な受入スキルの底上げ

- ・事業者ごとに課題やニーズを確認し、基本的な受入スキルの底上げに向けた助言を行う。

- ・事業者が共通して利用可能なオペレーション（受入対応）のガイドラインを作成する。

(2) 体験型観光メニューの販売力強化等支援

事業者が多言語で海外向けO T Aに掲載するために必要な支援を行う。

① 多言語対応支援

- ・20程度の体験型観光メニューの説明文等について翻訳を行い、そのデータを事業者及び鹿児島観光コンベンション協会（以下「協会」という。）に提供する。翻訳については、原則、ネイティブが行い、日本語、英語、韓国語、簡体字及び繁体字に対応すること。

※ 翻訳後の説明文等は「かごしま市観光ナビ」にも掲載する。ただし、掲載作業は協会にて行う。

② 海外向けO T Aへの掲載支援

- ・事業者に対して、代表的な海外向けO T Aの特徴や注意すべき点等に関する情報提供を行うとともに、O T A掲載まで伴走支援する。

3 主なスケジュール（案）

令和5年 6月	契約、セミナー参加者募集
6月～7月	①体験型観光メニューの魅力向上等（セミナー）の実施 ②基本的な受入スキルの底上げ開始
7月	①多言語対応支援及び②海外向けO T Aへの掲載支援開始
12月	かごしま市観光ナビへ掲載開始（協会で対応）
令和6年 3月	事業完了

4 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

5 業務遂行に関する協議等

受注者は、業務の遂行に当たって、隨時経過報告を協会へ行い、協会と密接な連携に努めるものとし、その指示に従うものとする。

6 資料等の貸与及び返還

（1）資料等の貸与

受注者は業務の遂行に必要な資料等の貸与を協会へ申し出ることができる。

（2）資料等の返還

受注者は、貸与された資料等の内容を第三者に漏らしてはならず、業務の完了後速やかに協会へ返還しなければならない。

7 成果品

（1）成果品の内容

① 事業報告書（中間）

報告内容	セミナーの報告書、専門家の助言内容 及びオペレーションガイドライン
提出部数	上記報告内容を記録した電子媒体1式及び印刷物1部
提出期限	令和5年9月29日（金）まで

② 事業報告書（最終）

報告内容	事業報告書（中間）を更新した資料
提出部数	上記報告内容を記録した電子媒体1式及び印刷物1部
提出期限	令和6年3月15日（金）まで

（2）成果品の提出

受注者は業務が完了した時は速やかに所定の成果品を協会へ提出し、検査を受けなければならない。また、受注者は、中間段階における成果品を求められたときは、速やかに協会へ提出しなければならない。

(3) 成果品の訂正

受注者は、提出した成果品の誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても協会と協議の上、受注者の負担において速やかに訂正し、協会へ再提出しなければならない。

(4) 成果品の帰属

成果品は、全て協会の所有とし、協会の承諾を得ずに公表、貸与、使用してはならない。

8 調査・報告

協会は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならぬ。

9 その他

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 契約後速やかに本業務のスケジュール表を提出すること。
- (3) 業務履行にあたっては、協会と協議のうえ行うこと。また、必要な変更については必ず応じること。
- (4) 委託料は、当該業務の履行に必要な全ての経費を含むこと。
- (5) 業務履行にあたり、疑義が生じた場合には、協会と協議しその指示に従うこと。
- (6) 新型コロナウイルスに関する「新しい生活様式」及び業種別ガイドライン等を考慮して、適切な対応を行うこと。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、当事業の全てもしくは一部の中止・中断・変更を行うことがある。
- (8) 事故発生の場合は、その都度、事故報告書を提出するものとする。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協会と協議して定めること。